

平成25年度 第1回市川市史編さん委員会会議録

高橋主幹 ただ今より、平成25年度第1回市川市史編さん委員会を開催する。
本来であれば、委員長に議長をお願いするところであるが、まだ委員長、副委員長が決定していないため、しばらくの間、安井部長が仮議長として委員会を進める。

安井部長 会議に先立ち、定足数を確認する。委員11名中、ただ今の出席委員は8名のため、市川市史編さん委員会条例第6条第2項により、過半数以上の委員の出席となり会議が成立することを確認する。
本日の会議次第をご説明する。始めに、委員長・副委員長の互選を行う。次に、本日の議題である、「執筆要項（案）について」「第6巻の編集について」の2点についてご審議いただきたい。なお、本日の議題は、市川市審議会等の公開に関する指針第6条に規定する会議非公開の基準には該当しないため、公開となる。

(傍聴者なし)

それでは、委員長の互選であるが、市史編さん委員会条例第5条の規定により、委員の皆様からの互選となっている。どなたかご推薦いただきたい。

杉原委員 前期に引き続き、吉村委員にお願いしたい。

安井部長 吉村委員に引き続きお願いしたいというご意見が出た。他によろしいか。

(異議なし)

吉村委員、委員長をお願いできるか。

吉村委員 力及ばないが、よろしく申し上げます。

安井部長 ありがとうございます。
市史編さん委員会条例第6条の規定により、吉村委員に議長となっただき、私と交代して今後の委員会の進行をお願いしたい。
委員長、よろしく申し上げます。

(吉村委員、委員長（議長）席へ移動)

議長 ただ今互選ということで、私が引き続き、委員長をさせていただきたいと思う。先ほど平成 20 年から始まり 6 年目という話があった。この数年、色々やってきたが、もう 6 年も経ったということで非常に時間が早いと改めて感じた。来年度、写真図録から刊行が始まるが、皆様にはよろしくお願ひしたい。それでは、引き続き副委員長の互選を行うが、よろしいか。皆さんから推薦はあるか。

百原委員 副委員長についても、前回に引き続き山崎先生にお願ひするのが良いと思う。

(異議なし)

議長 異議なしとの声が出た。それでは、前回に引き続き山崎先生にお願ひしたい。

山崎委員 昨年同様ということで務めさせていただくが、よろしくお願ひします。

(安井部長、退室)

議長 それでは、議題に入りたい。
「執筆要項(案)について」と「第 6 巻の編集について」ということになる。配布資料の確認を事務局にお願ひしたい。

高橋主幹 まず「平成 25 年度第 1 回市川市史編さん委員会」と書いた会議次第。その次が横書きの資料 1「著作権関係照会先」、資料 2-1「市川市史執筆要項(案)」が両面で 2 枚、続いて資料 2-2「市川市史」著作権の取り扱いに関する覚書(案)」である。最後に参考資料として、著作権法の資料を添付している。配布資料は以上である。
引き続き、議題内容について、文化振興課眞子課長よりご説明申し上げる。

眞子課長 本日の議題は、1 が「執筆要項(案)について」、2 が「第 6 巻の編集について」である。こちらの議題は昨年度からの持越しとなっている。前回の委員会からいただいたご意見としては、市川市史の今後の活用はどのような事例を考えているか、原稿として出された文章・写真・図版等の著作権の取り扱いについて覚書を交わしてはどうか、他の自治体史における著作権の取り扱いはどうなっているのか、編集は誰が責任を持って行うのか、どのような編集体制を考えているのか、というものがあつた。
これについて今回、事務局案ということで資料を提示している。
議題説明に入る前に、私どもの考えをまとめて説明する。
まず、(執筆者の)著作権については、市がこれに対してお支払いできる対価、

あるいは近年の著作権等の知的財産権への認識が高まっていることから、執筆者に帰属するという考えである。これを基に、他市を参考にさせていただいた結果が、本日の資料である執筆要項（案）と覚書である。この主な内容としては、執筆者は、市が書物としての市川市史の発行・印刷発行及び電子媒体での利用を許諾すること。市史の二次的使用については現在私どもに計画や要望が無いため、あえて想定事例を挙げず、新たな展開が生じた場合はその都度（執筆者と）協議したい。ただし、執筆者が市川市史の発行以前に著作物を利用する場合は、市と協議していただきたいと考えている。

本日の議題である「執筆要項（案）」の大きな改正部分は、「9. 著作権の取り扱い」である。著作権の取り扱いについては、現在市史の編さん過程にある、あるいは直近で編さんした自治体 6 市を対象に、著作権に関する取り決め、あるいは、市の権利、執筆謝礼等について照会をした結果を資料 1 にまとめている。著作権に関する取り決めについては、特に無しというところが多かったが、ある市において覚書（の締結）により執筆者に対して著作権の使用許諾を得ているという回答を得られたため、そこの自治体の覚書を参考に、今回提示しているのが資料 2-2 である。下線部分は、皆様に資料として事前にお配りした後、事務局で再考した結果、修正した部分である。

主な修正部分は、第 4 条の二次的利用のところ、「(1) 改変する等の編集の上、「市川市史」として制作、複製、頒布することに関する利用」。これはいわゆる市川市史として発行する形での利用である。(2) DVD 等の電子媒体における利用。この(1)と(2)は、媒体は異なるが、市川市史として発行することに関する部分である。その他(3)については、市川市史の一部を複製または改変するなどの編集を行った著作物における利用。こちらについては（市川市史の）部分抜粋や、あるいはダイジェスト版みたいなものを作った時の利用を想定している。この場合においても、市川市は「本著作物の根本的な趣旨、意図を変更しないこととし、必要に応じ、甲乙協議することとする」ということで、このような場合には、私どもが執筆者の方に連絡をし、協議の必要があれば協議させていただきたいと考えている。

第 5 条は、前条 1 号および 2 号の場合に執筆者名を掲載するという部分を明確にした。(2)についても、写真の著作物を利用する場合は、その著作者名を表示すると考えている。この場合についても、必要に応じて甲乙協議をしていきたいと考えている。

（この覚書は）現在まだ、私どもの案であり、本日委員の皆様からいただいたご意見に基づき、法務部門とも協議した後、ある程度しっかりした形に作っていききたいと考えている。

次に、執筆謝礼であるが、自然編の見本原稿を今年度 25 年度に、全体への執筆依頼に先行する形で、調査編集委員の先生 1 名にお願いしたいと考えている。その際の前算は、400 字詰め原稿用紙換算で 1 原稿 2,000 円と考えている。全

体への執筆依頼は 26 年度になるが、その際の予算額算出においては今回の見本原稿 2,000 円をひとつの目安として考えていきたい。

次に、編集の体制であるが、こちらは議題 2 に入る部分であるが、現在事務局としてどのように考えているかをお示ししたい。

前回の昭和 50 年頃に出した市川市史との対比という事で考えると、前回の市史は市民の中でも歴史への関心が高い、いわゆる歴史を研究していきたいという方向けの記述であったと考える。これに対し今回の市史は、これから市川のことを学んでいこうという層を対象にしていると考えたい。その為には、歴史編・自然編・民俗編と切り口を別々に分類することで、市民それぞれが興味ある分野から入っていけるような作り方を考えている。そういうことから考えると、今回の市史については、これから市川のことを学んでいこうという層を対象にということで、内容が分かりやすいこと。前回の市史が各時代に生活していた人々を俯瞰的に記述する形となっているのに対して、今回は当時の市川の人々の生活がにじみ出るような、情景が浮かび上がるような、市民が人生を振り返って共感できるような文章内容にしていただければということで、前回との違いを鮮明にして参りたいと考えている。

このような形で（調査編集委員の方に）ご意見を伺い、おおむねのご了解がいただければ、見本原稿の執筆を依頼し、9 月に見本原稿を受理、10 月に全体部分の執筆依頼の内諾を取っていきたい。そして、26 年度予算の裏付けを基に、正式な依頼を 26 年度に行いたい。

この内諾の前段階において、次回の委員会で、自然編の構成内容、各章の執筆予定者を提示し、ご意見をうかがった上で決定したいと考えている。

その後の（編集の）流れであるが、執筆者からの原稿は、いったん市に提出していただき誤字脱字等を修正した上で、各章の責任担当者に配布し、執筆原稿と依頼内容の照合、執筆者間での文体の調整を行っていききたいと考えている。編集段階では専門の編集者を加えることも視野に入れ、調整しながらやっていきたい。最終的な調整は調査編集委員による会議を経て、市職員で行いたいと考えている。

編集体制について事務局で考えている部分をざっくり申し上げた。以上である。

議長 執筆要項（案）の通りであるが、具体的にどう進めるかを、第 6 巻の編集の筋道とともに説明いただいた。

最初に市川市史執筆要項と市川市史著作権の取り扱いに関する覚書について、この案でいいかどうか討議したい。

前回、一番重要な論点になったのは著作権の取り扱いであるが、ここでは、市川市が編集著作権、執筆者の側が著作権と著作者人格権を有する。こういう区分のもとに整理された形で、資料 2-1 と資料 2-2 が作られている。この辺の問題についてご意見を求めたい。

竹内委員 今回の段階では、これでまとまっているのではないか。

議 長 今回のおおまかな趣旨として、必要があれば市側と執筆者が随意協議することになっているため、特に問題はなかろうかと思うが、いかがか。

山崎委員 特に問題ない。

議 長 自治体史の編さんについては、紳士協定のようなものが多く、具体的に取り決めをされているのはD市になるようだ。D市の覚書等を参照して今回作られたということだが、自然系の学会との関係などの面で百原委員、いかがか。

百原委員 基本的に著作権者の氏名を表示する事が一番重要であり、それが明記されているのは非常に良い覚書ではないか。

議 長 他に何か。米屋委員から一言ずつ、お願いしたい。

米屋委員 僕も比較的良いのではないかと思う。

西海委員 前回喧々諤々のような状況で、正直どうなるかと思っていた。このように修正されると、名前も明記されるのであれば、そして吉村委員が言われたように、その都度適宜、両者の間で話し合いを持つということが付加されていれば、問題はないだろう。

議 長 杉原委員はどうか。

杉原委員 結構だと思う。

議 長 村田委員はどうか。

村田委員 はい。(問題はない)

議 長 では、第一議題について資料 2-1 と 2-2 に関しては、このような方向でいくということによろしいか。

眞子課長 細かい部分だが、執筆要項 2 の(5)、(6)など、前回のご指摘に基づいて部分的に修正した部分がある。こちらも、このような修正方法によろしいかどうか。

議長 (引用注については) 最近、こういう形が多い。

眞子課長 覚書等については法務の意見をまだ聞いていないため、細かな言い回し等で法務とすり合わせ、部分的な修正が発生した場合には委員長に了解をいただいて、訂正させていただければと考えているが、よろしいか。あくまでも細かな部分である。

議長 (修正については) 副委員長とも適宜相談し、対応が同じであれば、文章表記上はそれほど(問題ない)。細かい点であれば、そのまま進めてもよろしいかと思う。基本的な趣旨、精神はこの通りでいくということではよろしいか。執筆要項の文章表記(6)の部分は、「別に定める執筆細則に」載せるということだが、この点が少し(分野によって)理念が若干異なる所が出てくるかもしれない。(その他の文章表記については) 基本的にはわかりやすい表記(をめざす)ということになるかと思う。副詞などはひらがなを多用すると、分かち書きの効果がでて比較的読みやすくなる。中学高校の教科書並みの記述を目標にしたら良いだろう。それでは、執筆要項と覚書については、特にないということではよろしいか。

(異議なし)

眞子課長 覚書も含め執筆要項(案)については、おおむね事務局案で了承していただいたということで、よろしいか。

議長 はい。後は法務との調整で文章その他が変わる場合には、相談してもらうということで良い。

眞子課長 (修正の場合は) 委員長にご報告する。

議長 次に、議題(2)第6巻の編集について、に入る。こちらの資料はあるか。

眞子課長 資料はない。簡単に申し上げると、分かりやすく当時の生きていた人々の生活がにじみ出るような市史を目指したい。当時の市川市民が自然とどのように関わり、生活されたのか。どこを読んでも「これが市川市史だな」とわかるような形ができればと考えている。

自然博物館 すみません。
(事務局)

議 長 はい、どうぞ。

自然博物館 (事務局) 自然編については、調査編集委員のみなさんと何度も部会を設け、摺合せをしている。自然編の場合は、前回市史には取り扱いがなく、今回が初めてではあるが、自然環境実態調査の報告書、山崎委員が中心になってまとめられた大変学術的にも密度の濃い報告書がすでに何冊も出ているため、それをベースに、しかし、それとの違いをつけていくなかで、第6巻の章立てをどうするか（検討してきた）。学術的な成果である実態調査の報告書をベースにしながらかも読んでもらうためには、やはり人間との関わり的なものはどうしても外すことができない。特に、市史全体は歴史の本であり、（自然編の）時代的なもの考えた時には昭和の時代が中心になる。明治以前のことは、自然の方では情報が非常に少なく、平成のものは現在進行形という所もある。市川は特に、昭和の時代に都市化が大きく進み、自然環境あるいは人々のライフスタイル、住環境、色々なものが大きく変わっており、昭和の時代の大転換みたいところを、生物や自然環境といったところから浮き彫りにしていく。昭和の時代をがっちり生き抜いてきた方が読者層として想定されるため、読まれる方それぞれの人生に、もう一回それを照射していただき、「家のまわりはこうだったのがこうなったよね」という形で共感を得ることも可能ではないか。人間のことだけ書いてしまっっては、自然編ではなくなるため、自然環境や生物という切り口でそこを表現していく。そういう色を少し強めに出すようにしたい。単なる学術報告書や図鑑ではなく、市民の方に共感してもらえるような章立て節立てを考えているため、執筆を依頼する際にも、執筆予定者の方々にうまくそのあたりのことをお伝えしたい。市史の性格をうまくお伝えし、趣旨にあった原稿を書いていただくような方向で考えている。

議 長 先ほど、眞子課長が言われたように、見本原稿を作っていただいて、執筆依頼の時にそれを一緒に送るということでよろしいのか。

眞子課長 この場でご了承が得られたら、すぐに（見本原稿の）執筆を依頼し、9月頃に受理したい。それを基に10月に執筆者全体の内諾を取りたいが、その前の段階で今年度第2回目の委員会を開催し、（自然編の構成内容について）全6章と考えているが、各章責任担当を決めた事務局案とそれぞれの章の執筆候補者をこちらに提示させていただきたい。そこで、委員の皆様のご意見をいただいた上で決定し、執筆候補者の方に連絡を取っていきたいと考えている。

議 長 基本的には、章立てと執筆者（の決定）については、委員会で承諾する方針が無難だと思う。節立てまでいくと、執筆段階で細かいところの変更の可能性が起り得るが、章立てまで頻繁に変わると、これは困るだろう。（次回委員会

までに) 章ごとの責任者、巻全体の文章その他を統一してもらおう。そういう方向でよろしいか。

山崎委員 自然編の場合は、市川の環境実態調査を生物中心で行っている。もう 10 年経っているが、(今回の) 市史の資料編にあたるといえる。この報告書があるため、すぐに書くことができる。これがなかったら、調査から始めなければならないので、とてもではないが自然編はできない。内容的にわかりやすいこと、図鑑にならないようにすること、市民に読みやすいものとする、(こうした趣旨で市史を編さんすること) これは良いと思う。ただ、そこにいくまでには色々な調査があるため、資料としてこれを取っておきたい。やはり、専門に研究する方々は、出た本の裏にあるものがほしいという方がいるため、できたら各巻で調査報告書のようなものを、簡単なもので良いが、まとめて出していく。最後に私からはこれを各巻にお願いしたい。

議 長 (執筆依頼について) 正式に決まればお願いするというお声がけぐらいは良いと思うが、そうでないと、こういう委員会をやっている意味がない。最終的にはこの委員会で決めて、そこから動くという形にすべきだろう。

山崎委員 (執筆依頼については、依頼する側とされる側の) お互いの信頼関係で成り立っている。(依頼する側の準備が) 決まってから「さあ書け」と言われて、書けるものではない。今年駄目であれば、来年写真を撮らなければならない、ということが生き物の場合は起こる。(書くという) 心づもりを決めて、(執筆開始までに) 3 年はほしいという気持ちではないか。

議 長 それを否定する訳ではない。それともう一つ、文系と理系では違うかもしれないが、文系、特に人文系の場合、大きな講座物やシリーズを作る場合に、執筆者を念頭に置いて作る方法はほとんど取らない。必要なテーマを想定し、それに誰が適当か、誰が近いかということで、執筆依頼をする。あまり執筆者を念頭に置くと、どうしても今までその研究者がやられていることの枠内に収まってしまう。自然系みたいに体系化された学問があるところと、人文系みたいに常にいろいろ動いているところでは違うかもしれないが。歴史関係は、基本的な本作りは、事典も含めてそういうことが多い。ただ、全然業績がない(分野を扱う) 場合もあり得るため、誰かに頼んで「新しくチャレンジしてみないか」というやり方もある。

山崎委員 自然の場合もそうだ。(構成を) 立てたが、書ける人がいない。調査を依頼する時にきちんと自分の研究になるぐらいの調査ができれば良いが、予算等の問題でそうでない場合もある。

議 長 そうかもしれない。

眞子課長 (執筆依頼については)事務局で章の内容に応じた執筆依頼者の案を作り、次回この会議に出して、そこで確認されたものについて、正式に内諾というのもおかしいが、正式に内諾を得て、26年度に正式に執筆を依頼するという形で進めたい。その辺はあくまでも、市川市が内諾を得て、市川市から執筆依頼という形にさせていただきたい。

議 長 そうしないと、最終責任がとれないだろう。
内諾というか、執筆を依頼する年度と実際刊行する年度が異なるのではないか。原稿料はいつ払われるのか。書いた段階か、あるいは刊行年度か。

眞子課長 原稿を正式に頂いた時にお支払いする。

議 長 原稿受領時に支払うということか。

眞子課長 原稿が正式な形であがってきた段階で、債権債務が発生するのではないかと考える。

議 長 受領した時点で原稿料を支払うならば、労働対価として払うということか。

眞子課長 その辺の部分も何かの形で文章化し、執筆依頼する時には、明確にしてお渡ししたい。

議 長 あとは、特に編集、監修して、大幅に改作するような場合、改作した人に(謝礼が)出るか出ないか。

杉原委員 ある人に原稿を依頼したが結果的にその人の原稿を採用せず、別のの人に改めて執筆を依頼することになった。その場合は両方の方に執筆謝礼をお支払いするのか。また、そういうこと(最初に執筆した人と編集段階で新たに執筆することになった人の両方に原稿料を支払うかどうか)は明文化するのか。

議 長 それは必要な段階で(考えるべきではないか)。原稿受領時に支払うということにしておけば、解決するのではないか。

杉原委員 その場合、その部分(新たに執筆する部分)は誰か負担をするのか。その場合の原稿料はどうするのか。問題が多少あるだろう。

議 長 問題が出てくるかもしれない。

杉原委員 (最初に執筆した人の原稿が結果的に使われなくなった場合) 何故(その人)お金を払ったのか、ということで、問題になる可能性がある。

眞子課長 その辺の部分は考えていなかった。見本原稿があって、この委員会でご確認を得られた執筆者にその見本原稿に沿って書いてくださいとお願いし、その見本原稿に沿った形で出てきたものが、それぞれ責任者(調査編集委員)の目を通して「これで良し」という形で出来上がったのであれば、結果的に採用しない場合があっても、一応要求してきたものが出てきたという時点においては、お支払しなくてはいけないのではないかと、今のところ考えている。その場合(監修等をして新たに修正が必要になった場合)、別の人が書いて、その部分に新たに予算が発生したとなると、我々はどこからか捻出したり、補正したりという形を取らざるを得ないとする。

議 長 監修料というものだろう。そこも、出されたものを完成原稿とするのか、或いは各章の責任者と事前に調整したものを完成原稿とするか。その辺は分野によって異なるのかもしれないが。かなり監修料が発生している自治体史もある。提出された(原稿を)そのまま掲載していない、ということだろう。こういう点は、適宜対応していかないと、実際、どうなるか分からない部分がある。第6巻の見本原稿を書いていただく方はどなたか。一応、この場でお話してもらったほうが良いのではないか。

眞子課長 今のところ、岩瀬先生を考えている。

議 長 この委員会での決定事項については、最終的には市長が決定されることになるかと思う。(執筆者の)候補を決定するということで、それが(この委員会)で了承されれば(最終的には市長が決定する)。皆さんのご承諾が得られれば、今のような方向で岩瀬先生に見本を書いていただくということで早速手続きに入ってもらおうが、それでよろしいか。

(異議なし)

議 長 それでは、第6巻の編集はそういうことで進めていただきたい。執筆者だけは、とりあえず候補者が決まった段階で、ここ(委員会)に出してもらわないといけない。最終的に書かれない方が出てきても、新たに(執筆を)頼む場合も、一応(この委員会)に出してもらおうのが原則だと思う。

それでは、他にご意見がなければ、議題については以上でよろしいか。

(異議なし)

議 長 本日の議題については、以上で終了する。
お疲れさまでした。

(以下、各分野の調査進捗状況について事務局より報告され、意見交換が行われた)